

佐賀大学大学院医学系研究科優秀論文賞実施要項

〔平成16年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院医学系研究科(以下「大学院」という。)において、優れた研究論文を発表した学生に、今後の更なる研究の発展を期待し、「優秀論文賞」を設け表彰する。

(優秀論文賞の種類)

第2条 優秀論文賞並びに必要な応じ優秀論文奨励賞を設ける。

(対象論文)

第3条 優秀論文賞の選考対象となる論文は、次のとおりとする。

(1) 博士課程にあっては、次の条件を全て満たした論文であること。

イ 大学院博士課程在学中に発表された論文及び単位修得退学後1年以内に提出された博士論文であって、当該年の1月から12月までの間に、国際的に評価の定まっている欧文による学術誌に発表されたもの。ただし、投稿中であっても掲載が確約されたことを証明する書類があれば応募できる。

ロ 指導教員から推薦されたもの。

ハ 原則として第一著者であり、論文に佐賀大学の所属が掲載されているもの。

(2) 修士課程にあっては、指導教員から推薦された修士論文とする。

(応募方法)

第4条 応募方法は次のとおりとする。

(1) 博士課程にあっては、各年ごとに定める日までに、次の書類を添えて応募するものとする。

イ 選考対象論文	5部
ロ 論文要旨	1部
ハ 指導教員の推薦書	1部

(2) 修士課程にあっては、各年ごとに定める日までに、次の書類を添えて応募するものとする。

イ 選考対象論文	5部
ロ 論文要旨	1部
ハ 指導教員の推薦書	1部

(選考委員会)

第5条 研究科運営委員会委員長は、前条の応募に基づき、博士課程及び修士課程の専攻ごとに選考委員会を設ける。

2 博士課程及び修士課程医科学専攻の選考委員会は、5人の委員をもって組織し、修士課程看護学専攻の選考委員会は、3人の委員をもって組織する。

3 前項に規定する選考委員会委員は、大学院の教授の中から研究科運営委員会において選出する。ただし、博士課程及び修士課程医科学専攻の選考委員会委員は、選考対象論文の指導教員を除くものとする。

4 選考委員会は、優秀論文賞並びに必要なに応じ優秀論文奨励賞の候補を選考し、研究科委員会に推薦する。

(優秀論文賞の決定)

第6条 研究科委員会は、選考委員会の推薦に基づき、優秀論文賞及び優秀論文奨励賞を決定する。

(表彰の方法)

第7条 研究科長は、研究科委員会の決定に基づき、表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈する。

(事務)

第8条 優秀論文賞に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、優秀論文賞に必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年3月17日改正)

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年4月21日改正)

この要項は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年1月17日改正)

この要項は、平成20年1月17日から実施する。

附 則 (平成28年3月9日改正)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。